



Vol.125

# トクちゃん新聞

2018年もよろしく  
お願いいたします

徳野会計事務所

〒530-0054  
大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階  
tel : 06-6809-2205  
fax : 06-6809-2206



URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail : [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

1-2月  
合併号

## ◆ 株式会社繁盛会計

担当：徳野

平成29年12月13日付けで**株式会社繁盛会計**を設立しました。**会計業務を通してお客様の商売繁盛のお役にたつことを使命**としております。「商売繁盛で笹持って来い」のえべっさん「**堀川戎神社**」、落語の常設寄席「**繁昌亭**」が近くにあることにもあやからせていただきました。事務所の移転の際には、堀川戎神社から宮司さんにお越しいただいてお祓いをしていただいたというご縁もありました。中身は変わらないですが、株式会社の方がより「**サービス業**」を意識できるような気がしています。改めまして今後もどうぞよろしくお願いいたします。



## ◆ ランサーズ



株式会社 繁盛会計

ランサーズをご存じでしょうか。プロフェッショナルとそれを求める企業のマッチングサイトです。

<https://www.lancers.jp/>

会社設立にあたり、ロゴを作ろうということで、利用してみました。社名の意味などと報酬・×切日を登録しますと、**登録している全国のデザイナーさんが「こんなどうですか」と提案**してくれます。**わずか5日で、なんと37件もの提案**がありました。迷いましたが、右肩上がりのイメージの左のロゴに決めました。デザイナーに限らず、**いろいろなジャンルのプロ**が登録していますので、ぜひ一度このサイト、のぞいてみてください！いいサービスがあるかも？！

## ◆ 家なき子特例に規制が入ります。

担当：北岡

“**家なき子特例**”とは相続税を計算する上で財産の評価額を減少させる特例である“**小規模宅地等の特例**”のうちの1つで、**被相続人が居住していた宅地を持ち家のない相続人が相続した場合に330㎡まで80%評価減**が可能な特例です。この特例を財産評価をする際に適用しようと、**自分の持ち家を親族や自分が役員である会社に売却**し、そのままその家に住み続けることにより、自身を形式的に**家なき子に該当させ、特例適用後にその持ち家を買戻す**ようなケースが節税対策としてとられていることを問題視する声が以前からありました。

そこで先日発表された税制改正大綱を見ると、“**家なき子特例**”の**対象者から次に掲げる者を除外**することとなるようです。

- ※**相続開始前3年以内**に、その者の**3親等内の親族**又はその者と**特別の関係のある法人**が**所有する国内にある家屋に居住**したことがある者
- ※**相続開始時**において**居住していた家屋を過去に所有**していたことがある者



この改正は、**平成30年4月1日以降**より開始する**相続から適用**となる予定です。

## ◆ 行程さん

参加者は楽しい社員旅行、幹事さんは大変ですよ。(徳野会計事務所では社員旅行はありませんが・・・) 担当：廣島

会社で行う社員旅行は、税務の上ではこんなポイントがあります。

- 会社が負担しても良いか？(会社の経費として良いか？)**
- 社員さんの給与となるものではないか？(給与となる場合は社員さんに所得税が課税されます。)**

税務調査の時には、以下のようなポイントをチェックします。

- 社員の50%以上が参加しているか？** ●**社会常識の中で不相当に高額な旅行ではないか？**
- 4泊5日以内の旅行か？** ●**不参加者に参加できなかった分として金銭を支払っていないか？**

徳野会計事務所のお客様が社員旅行に行かれた時には、以下の資料を残していただくようお願いしています。

- 集合写真** ○**行程表** ○**参加者名簿**

行程表は簡単なものでOKですが、旅行の際にみなさんに行程+αの情報を共有したい場合にこんなWEBサービスがあります。旅のしおりを作るWEBサービス“**行程さん**” <https://kouteisai.com/> {プライベートの旅行の準備にも！}

※WEBで閲覧することを前提としたサービスで、最終ログインから3か月で削除されます。印刷して保存することをお忘れなく！

ご紹介したサービス“行程さん”は、徳野会計事務所のサービスではありませんので、お問い合わせは運営会社へお願いいたします。



◆ 税務スケジュール(1月・2月)

担当: 北川



1月10日(水)

・12月分 源泉所得税及び住民税(特別徴収)の納付

1月22日(月)

・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付

2月13日(火)

・1月分 源泉所得税及び住民税(特別徴収)の納付

2月28日(水)

・法人税・消費税の確定申告・納税《12月決算法人》

・法人税・消費税の予定申告・納税《6月決算法人》

・消費税の3ヶ月ごとの中間申告《3月・6月・9月》

・1月分社会保険料の納付

1月31日(水)

・法人税・消費税の確定申告・納税《11月決算法人》

・法人税・消費税の予定申告・納税《5月決算法人》

・消費税の3ヶ月ごとの中間申告《2月・5月・8月》

・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)

・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)

・給与支払報告書の提出(市役所)

・償却資産税の申告(市役所)

・12月分社会保険料の納付



◆ 弥生 スマート取引取込 ~早く・楽に・正確に~

担当: 岡村



先月は領収書のスキャンについてお知らせいたしましたが、**銀行データの取り込み**も可能です。インターネットバンキングを契約されており、取引明細データのダウンロードができる場合、**ダウンロードしたデータを弥生会計へ取り込む**ことができます。口座連携して自動取込することが可能ですが、正直自動連携を敬遠される方もいらっしゃいます。その場合は**1ヶ月分の取引をCSV等でダウンロードして弥生会計へ取込**させることができます。また、会社独自で作成している**現金出納帳等のExcelデータの取り込み**についても可能になりました。あんしん保守サポートに加入されている方は無料で利用できます。どうしても後回しになりがちデータ入力を**少しでも 早く 楽に 正確に**済ませてしまいましょう！



ご案内を同封しております。少しでもご興味がありましたら、弊社担当までお問い合わせください。

平成30年は こんな年に

徳野会計事務所  
繁盛会計  
自分 まだまだ成長！  
岡村

公私ともに  
新しいことに積極的に挑戦する。  
小笠原

しっかり聞いて  
ゆっくり話す  
毎日笑って楽しく過ごす  
徳野久美

早く帰る  
北岡

一人前に仕事ができる  
ように頑張ります。  
曹

体調管理と  
日々の業務管理で、  
時間に余裕を創る。  
そして孫と遊ぶ。 池田

バランスの良い食生活を  
心掛ける  
信貴

今年も！  
心身ともに健康に！  
北川

「中庸」  
来年は謙虚に過ごすべし、と思いましたが、謙虚すぎて卑屈になっても良くはなく。いい加減31歳、自分の心で偏らずバランスをとって生きていきたいです。  
廣島

◆ クイズ

Q. 次のうち税務署を表す地図記号はどれでしょう？



税務署はお金の計算を行うので、**そろばんの玉**をデザインした地図記号となっています。何となく想像出来るもの、ええ!と思うものまで色々ありますよね。ちなみに**全て小学校で習います!**(①市役所②銀行④郵便局⑤消防署)

A. ③



担当  
小笠原